

〈研究報告〉

## ポルノグラフィに関する一試論

——哲学・倫理学における議論を中心に——

根 村 直 美

### はじめに

本研究は、お茶の水女子大学ジェンダー研究センターにおいて平成12年度にあらたに立ち上げられた研究プロジェクト「健康とジェンダー」の一環として行われているものである。「健康とジェンダー」研究プロジェクトは、平成8年度から11年度にかけて同センターで実施された「アジアにおけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する研究プロジェクトにおいて残された課題に取り組むことを目的としている。

前プロジェクトにおいて残された課題には、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念のもとで考察されるべきでありながら、十分に取り組むことができなかつたものとして「性暴力」の問題があった。「性暴力」の問題と一口に言っても、さまざまな局面を問題視することができるであろうが、筆者は、そのうちでも、ポルノグラフィを「性暴力」の文脈で考察してみたい。

1993年に国連が採択した「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」では、「女性に対する暴力」を肉体的、精神的、性的、心理的に苦痛を生じさせる性に基づくあらゆる暴力行為」と定義した<sup>1</sup>。また、岩男寿美子・加藤千恵編『女性学キーワード』によれば、現代社会における「性暴力」とは、社会的に弱者である女性が、強者の立場である男性から、性行動というかたちをとって受ける肉体的・精神的な虐待、と言い換えることができるとしている<sup>2</sup>。ポルノグラフィの場合には、そもそも、そのような意味において「女性に対する暴力」あるいは「性暴力」にあたるのかどうかということ自体が問題となってきたといってよい。本稿では、ポルノグラフィをめぐる問題の所在を明らかにすることで、ポルノグラフィがどのような意味で「女性に対する暴力」あるいは「性暴力」と言えるかを検討していく。

ポルノグラフィをめぐる考察は、日本でも、法学、社会学、心理学、女性学など様々な分野でなされている。とりわけ、各分野でのフェミニストたちの研究の蓄積は非常に目覚ましいものがある。しかしながら、この問題に関しては、「倫理」の視点は欠かすことができない。そこで、本稿では、日本の哲学・倫理学の分野ではこれまでどのような議論が行われてきているかをおさえてみたいと思う。そして、多分野にわたる研究者によって行われる本研究プロジェクトにおいて、その考察を逐次深めていきたいと考えている。

### 1. 「猥褻」と同義のポルノグラフィをめぐる議論

ポルノグラフィとは、そもそも何をさしているのか。実は、ポルノグラフィを定義することもそれほど簡単ではない。ポルノグラフィは辞書によると、「わいせつな文学・絵・写真など」<sup>3</sup>と記載されてい

るが、このように説明してみても問題は解決しない。「猥褻罪」が裁判で争われる時、必ず「猥褻」の定義が問題となるように、今度は「わいせつ」とはどのような状態をいうのが問題となってしまうからである。したがって、ポルノグラフィに関する問題の所在を明らかにする前に、ポルノグラフィとは何かを考えることから議論を始める必要があるであろう。

実のところ、ポルノグラフィを定義する試みは、同時に問題の所在を決定していくプロセスに他ならない。言い換えれば、ポルノグラフィをどのように定義するかが、ポルノグラフィの何が問題なのかを規定していくのである。こうした状況はそれほど蓄積を生んできたとはいえない哲学・倫理学の分野のポルノグラフィの研究においてもはっきりと見て取れる。

アメリカでは、1960年代後半よりポルノグラフィに関する議論がさかんに行われてきている<sup>4</sup>。また、日本においても、1990年代より法律学者、フェミニスト、社会学者などによる研究がさかんになり、現在ではかなりの議論の蓄積を生んできたと言える。しかしながら、日本の哲学・倫理学の分野では、必ずしも活発な議論が行われてきたとはいいがたい。

日本の哲学・倫理学の分野のポルノグラフィについての研究として先駆的なものとしては、加茂直樹の『社会哲学の諸問題』（1991年）という著作に収められた「性表現と社会」という論文であろう<sup>5</sup>。この論文は、イギリスで1979年に発表された「猥褻と映画検閲に関する委員会の報告」、いわゆる「ウィリアムズ報告」<sup>6</sup>を参考にしつつ、日本の法規制の問題点を再検討したものである。

ウィリアムズ報告における考察ではJ・S・ミルに由来する危害原則が中心に位置づけられる。ウィリアムズ報告によれば、猥褻（obscenity）ということばは多義的であり、ある表現が猥褻であるか否かを客観的には判定することは困難である。そのため、多数の人びとが猥褻または不道徳であると判断しても、それだけでは法による規制を正当化するのに十分ではない。それゆえ、猥褻概念はもはや役に立たないとして放棄され、性表現を規制するためのより客観的な根拠を、その性表現が個人や社会に対してもたらす危害（harm）に求めるのである。

ウィリアムズ報告では、製作の過程において「性的目的のための搾取」という危害が生じるものが禁止されるべき出版物とされている。具体的には、モデル・出演者が証拠全体からみて当該の時に16歳以下であった場合と、モデル・出演者に実際に身体的危害が加えられたと信じる理由が出版物から得られる場合に禁止されるべきであるとしている。

一方で、その報告は、性表現の消費者がそれに触発されて引き起こす他人に対する危害は実証されていないとして、それを全面的に禁止するというような規制の仕方は正当化されないと結論している。しかしながら、見る人の自由を尊重するならば見たくない人の自由も尊重しなければならないとして、委員会は、暴力、残酷、恐怖、性的機能、排泄機能、性器の描写の仕方において、道理のわかる人々を不快にさせるような写真を含む出版物については、その販売、展示等の仕方に厳しい制限が課せられるべきことを勧告する。

このようなウィリアムズ報告の議論を受け、加茂は、日本の法規制に際しての猥褻概念について、「単純な猥褻の規定では、性が文学、視覚芸術においてきわめて多角的に取上げられている現代の状況に対応できないであろうし、概念が複合的になってくると総合判断が困難になる」とする<sup>7</sup>。その困難の事例として、四畳半事件<sup>8</sup>の最高裁の判決（1980年）を取上げ、最高裁が総合的判断の上で「主として好色的な興味にうったえるものと認められるから猥褻である」としたことを、無理が感じられると評価する<sup>9</sup>。加茂は、「極端な禁欲主義者ではない限り、人間の持つ好色的興味は全面的に悪いものばかり

であるとはいえない」こと、および、「日本の伝統文化においても、『好色』とか『色好み』はマイナス評価ばかりをとまなう概念ではなかったはず」ということから、そのような評価をするのである<sup>10</sup>。そして、このような事例は「日本においても猥褻概念が用をなさなくなってきたことを象徴的に示している」と論じる<sup>11</sup>。

このように猥褻概念の放棄を前提としつつ、加茂は、「ポルノを見たくない人の自由を守り、青少年を保護するという目的にとっては、禁止ではなく、制限という措置で十分である。個人の自由を最大限に保障するという目的と個人を有害あるいは不快なものから守るという目的とは、この制限という規定において両立しうるのである」と結論づけている<sup>12</sup>。

こうした加茂の議論をみると、ポルノグラフィは、「猥褻」と同じものと考えられている。それは、赤川学が「日常言語あるいは法律学的使用法」と分類したものに当たる<sup>13</sup>。イギリスでは、ウィリアムズ報告において、「猥褻」の概念を放棄してポルノグラフィについての規制を考えるように勧告されたことは先に述べた。一方、アメリカでは、依然「猥褻」の概念が客観的基準として生きており、1996年通信法でも、電気通信設備を利用して「猥褻」情報を発信、中継した者に対する罰則が定められた<sup>14</sup>。アメリカでは、1973年のミラー判決において、「猥褻」の法的基準として、平均的な人が、現代のコミュニティ基準を照らしてみた場合、作品全体として見て、①「色欲」に訴えるものであるか、②性的行為の表現があからさまに「感情侵襲的」であるか、③作品が全体として、文学的、芸術的、政治的、もしくは科学的価値に欠落しているか、という3つが示された<sup>15</sup>。日本では、「猥褻」とは、サンデー娯楽事件<sup>16</sup>の最高裁判決（1951年）において、①いたずらに性欲を興奮または刺激せしめ、②普通人の性的羞恥心を害し、③善良な性的道義観念に反するもの、とされた<sup>17</sup>。その後、チャタレー事件<sup>18</sup>判決（1957年最高裁）でも、「刑法175条にいわゆる『わいせつ文書』とは、その内容が徒に性欲を興奮または刺激せしめ、かつ、普通人の性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反する文書をいう」と定式化され、以後、この判例は、猥褻出版物取締りに関するモデルケースとなった<sup>19</sup>。

こうした「猥褻」の概念に基づいてポルノグラフィを論じた論者としては、加茂のほかにも、加藤尚武が挙げられる<sup>20</sup>。加藤は、ポルノグラフィの氾濫する状況を「日本の恥」とする。しかし、その発言は、「ポルノを嫌いな人や子どもの目に触れないようにするという節度」、つまり、「不快禁止原則」が必要であるという視点からなされたものであり、「大人になったらたとえ『不健全なポルノ』でも楽しむ権利<sup>21</sup>がある」とし、それを「愚行権」と位置づけている。

このように、ポルノグラフィが「猥褻」の概念において論じられる際には、その害悪が問題にされても、消費者自身への影響については、成人男性の場合、「自由」の問題として処理されてしまい、他者への危害については、撮影現場における暴力、ポルノグラフィの消費と性犯罪との因果関係、不快という論点が議論されるに止まっている。その結果、「個人の自由」の最大限の尊重とそれと両立する「制限」が主張されるのである。

## 2. 「女性差別の実践」としてのポルノグラフィをめぐる議論

1980年代になると、上述のような「猥褻」と同義のポルノグラフィに対して、フェミニストたちにより「猥褻」とは異なるポルノグラフィの定義が提示された<sup>22</sup>。マッキノン、ドウォーキン等は1984年にインディアナポリス市でポルノで被害を受けた女性が市民的権利侵害の訴えを起こせる条例を成立させ

た。そこでは、ポルノグラフィは、「女性差別」の実践であり、「性的にあからさまな女性の従属の描写」として定義された。このような定義に基づく議論は日本でも杉田聡によって行われている。杉田聡は、その著作『男権主義的セクシュアリティ——ポルノ・買春擁護論批判』<sup>23</sup>において、このような「フェミニスト的使用法」<sup>24</sup>に基づいた定義のもとにポルノグラフィを論じた。ちなみに、加茂の場合、フェミニストたちの議論については、前掲の論文の注において、「英国の委員会報告が十分に論じておらず、私自身も意見を述べるができなかったのは、『ポルノグラフィは女性を物として見ており、女性の尊厳あるいは人間の尊厳を冒すものである』という観点からのポルノ批判についてである」<sup>25</sup>と述べるにとどまっている。加藤の場合にも、こうした論点についての言及は、「危害と不快」の限界が明確でないとし、「危害と不快を分けるセンスが極度に男性中心主義の感覚に支配されているという批判も正しいだろう」と述べているものの、それ以上の突き詰めた議論はしていない<sup>26</sup>。杉田は、日本の哲学・倫理学の分野においては、「フェミニスト的使用法」によるポルノグラフィの定義に基づいて本格的な議論を試みた最初の論者といえるであろう。

杉田は、「フェミニスト的使用法」によるポルノグラフィの定義に基づいて、六つの論点から「ポルノ擁護論への批判」を展開する。それらの「ポルノ擁護論への批判」は、実のところ、個人の基本的人権と「他者危害」の原則を基礎にしている。その点では、「猥褻」と同義のポルノグラフィの議論の場合と同様である。以下、その杉田の議論を簡単にまとめていくことにしたい。

## 2-1. ポルノグラフィの定義と「パーソナリティ論」

杉田は、ポルノグラフィを、〈女性に対する性暴力・強制・支配を、もしくは／かつ女性をおとしめようとする仕方でその肉体やふるまい・性行為を画き、かつ、それらを明示的もしくは暗示的な仕方で是認し、また時に推奨しようとする、性的に明示的な素材〉と定義する (p. 35)。一方、同じ「性的に明示的な素材」であっても、「女性に対する暴力はむろん、男女の不平等な力関係・女性のモノ化・女性セクシュアリティの男本位の歪曲といった〈隠微な暴力〉をも含まないのみか、パートナー双方の性行為への同意を含むと同時に親密さ・平等・官能性を志向する描写」(pp. 35-36) を、フェミニストにしたがって「エロチカ」としてポルノグラフィと区別する。そして、「実際の作品では両者が判然と分けられず、またいずれにも属しえないグレーゾーンは常に残るが、抽象的モデルとして両者を区別することは重要である」としている (p. 36)。

さて、ポルノグラフィを以上のごとく定義する杉田は、「ポルノ擁護論への批判」と「ポルノ規制反対論への批判」を展開するが、その批判に先立ち、「パーソナリティ論」に基づいてセクシュアリティとイデオロギーとの関連を述べる。杉田は、セクシュアリティは、性の領域におけるパーソナリティであり、「フロムの言うように、人々のパーソナリティは『個人の思考や感情や行動を決定する』」(p. 10) と言う。そして、そのセクシュアリティとイデオロギーとの関係については、「一方向的ではない」として、「男権主義的パーソナリティが男権主義的イデオロギーを選択する際の規定要因であるとはいえ、一方、後者が逆に前者を構成するのである。それらは相互に原因となり結果となって男権主義的イデオロギーは受容され、男権主義的パーソナリティは安定化し強化される」としている (p. 15)。さらに、杉田は、セクシュアリティおよびイデオロギーと行為との関係については、

パーソナリティは、行為の根拠でありその秩序性の根拠であるとはいえ、それは通常はただの『準備態勢』であるにすぎないが、それらはイデオロギーにより成長するのみならず、それらを存在の根拠ともする統合の根拠ともする具体的かつ現実的な個々の行為（ことに行動）の遂行を通じて確認され、強められ、成長するのである。いなむしろイデオロギーの影響にしても具体性をもった実際の行為（同）として遂行されることを通じて生きたものとなり、確固としてパーソナリティを強めるのが普通である。イデオロギーによって女性支配の欲求が形をなし合理化させられなければ、依然パーソナリティは『潜勢態』にとどまらざるをえないが、イデオロギーを内面化したパーソナリティといえども、具体的な行為によって裏うちされなければ依然『潜勢態』にとどまらざるをえない。行為（同）によって始めてイデオロギーは生き、それを内面化したパーソナリティは行為の十全な根拠たりうる『現勢態』となる。(p. 33)

と論じるのである。

こうした考察を前提に、杉田は、「男は支配・優越し、女は屈服・従属するものという価値観」こそが「ポルノが与える典型的なイデオロギー」であるとする (p. 38)。そして、杉田は、「視聴者は、ポルノに参加する女性の性的モノ化と虐待・凌辱を（中略）楽しみ、それに参加し、強姦者の視線で当の女性をみずから性的にモノ化し凌辱してしまう」(p. 49) ため、「女性の性的モノ化と凌辱は視聴者自身の行動」となり (p. 50)、それゆえ、「ポルノをみることは女性支配の行動そのものであり女性支配の実現」(p. 36, p. 48) であると言う。杉田のみるところでは、「ことに近年カメラを男優の位置に置いて撮影するアダルト・ビデオ（以下AV）が増えているだけに視聴男性はますます強姦者の視点に己を置いて、女性のモノ化・虐待・凌辱に参加してしまうのである (p. 49)。かくして、杉田は、「それがたんに見ることではなく女性支配の行動なら、それはたしかにイデオロギーを生きたものにし、セクシュアリティを形成し現勢化する核になる」(p. 50) と結論づけている。

## 2-2. 「ポルノ擁護論への批判」

上に述べたような、杉田の「パーソナリティ論」から組み立てられる「セクシュアリティ論」の妥当性の検討はひとまずおくとして、続いて、杉田の「ポルノ擁護論への批判」(pp. 77-118) について簡単にまとめていこうと思う。なお、杉田は、「ポルノ規制反対論への批判」(pp. 119-137) も行なっているが、その議論において重要な論点は、ポルノグラフィの定義とセクシュアリティ論、あるいは、「ポルノ擁護論への批判」に示されており、それらの論点を「規制論」の中で展開し直したものと考えられるため、ここではその詳細については割愛することとする。ただし、擁護論への批判で示された論点がさらに立ち入って考察されている議論に関しては若干触れておきたい。

さて、杉田の「ポルノ擁護論への批判」の第一の議論は、AV製作現場で性暴力が行われていることを指摘するものである。杉田は、AV製作現場に暴力はないとする擁護論への一般的な反論をなすことはできないが、「なかでもバクシーシ山下の手になるAVの多くは、現実の暴力・性暴力・強姦によって成り立っているのは確実である」(p. 81) として山下のAV製作現場について論じている。このバクシーシ山下のAVおよびAV製作現場については後に本稿の文脈においてあらためて取上げたい。

第二の議論は、ポルノは男の性的特質から生まれる以上なくすことはできない、という擁護論をめぐるものである。杉田はその典型的な例として小浜逸郎の議論をとりあげ、それに反論するという形で、

「『好きにな(った)』相手と『個別化』された欲求とを完全に超越したところに、もっぱら女性の肉体一般に対して向けられる欲望をポルノがつくりだすのである」(pp. 90-91) という見解を提示している。

第三の議論は、ポルノは性犯罪を減少させる、という擁護論をめぐるものである。これについては、まず、心理学者・福島章の、日本において「暴力的ポルノ」が増加したと言われる1984年頃から1991年までの性犯罪認知件数を論拠にした上のような主張に反論する。杉田は、この間確かに「強姦」の認知件数はほとんど変わっていないが、しかし、「長期的に見れば、それまで認知件数が減少してきた以上、この時期に横ばいになったという事実は本来異常なことである」として、「ポルノにおける暴力表現が増え、ポルノ雑誌の発行部数が増加したからこそ、強姦認知件数が『ほとんど変わらない』状態で推移するようになったという可能性があることを、それどころかもしポルノが従来どおりせめて非暴力的なものを主とし、ポルノ雑誌の発行部数も従来どおりなら、強姦認知件数は、むしろ減ったかもしれないという可能性があること」に福島は気づいていないのではないかと論じている (p. 93)。また、杉田は、このほか、「強制わいせつ」の増加 (pp. 93-94) やセクシュアル・ハラスメントの増加についても触れている (pp. 94-95)。

第四の議論は、性表現はしばしば反体制のシンボルであり、それゆえ、ポルノの存在は、社会の健全さをはかるバロメーターである、という擁護論をめぐるものである。杉田は、この議論を過度に「図式的な議論」とし、「ポルノは『対抗文化』などではなく、今日主流「文化」に属し、しかも巨大なポルノ産業に支えられることで、女性たちの真摯な声をおしつぶし沈黙させる。真に体制的な働きをしていると言わなければならない。体制とは、ある政治的権力によって支配され秩序化されている社会の状態である。ポルノは準ポルノ的素材と並んで、今日の性のありようを基本的なところで規定する力を有している。すなわち、それは、今日の社会における性意識や性行動を秩序化する支配的な力を有しており、性に関するかぎり『体制』を形成する政治的(ミレットの言う意味で)権力として機能していると思われるべきである」(p. 98) と主張する。また、杉田は、こうした状況にもかかわらず「依然としてポルノが『対抗文化』であり反体制的」としてとらえられるのは、「『体制』をあくまでリベラル的・古典的にのみ理解するからである」と分析し、この「リベラル的・古典的な」理解に従うと、「警察権力を始めとする古典的な公権力が形成するものが『体制』なら、それと癒着しないかぎりあらゆる私権力は反体制的とならざるをえないが、それはあまりにもばかげている」とする (pp. 98-99)。そして、「多様な場面において働く多様な権力は、それがあある領域を支配し秩序づけるかぎり確かに体制をなしており、ポルノも今日そうした意味で権力として機能しているのである。ポルノが『対抗文化』どころかそれ自体体制であるとするならば、むしろ社会がいかに男権的であり、いかに病んでいるかを示すバロメーターなのである」(p. 99) と結論づけている。

なお、杉田は、「ポルノ規制反対論への批判」の中で、「リベラル的・古典的」立場からの規制反対論に対し、この論点を発展させた議論を展開しているのでここで言及しておく。

杉田は、その議論の中で、すでに19世紀に「公権力」以外の「私権力」(資本)が発生し始めた20世紀には、途方もない規模にまでに成長し、いまや一国の政治を左右するにとどまらず、多様な社会的な局面で考慮されるべき巨大な権力を持つようになっている、と主張し、あらゆる私権力を「反体制的」とすることの愚について補足的に論じている (p. 127)。また、その状況下では、「総じて国家権力を市民の自由介入する第一次的な権力とする理解は、現代における私権力の制限を可能にする公権力が持つ積極的契機を看過させる恐れがある」と論じて、公権力の理念的な意義を認め、(公権力に関わる理

念と現実の乖離を十分にふまえないければならないとしながらも) 公権力を通じた何らかの規制の可能性を無条件に否定してはならないと結論づけている (pp. 127-128)。

また、杉田は、「リベラル的・古典的」立場の「ポルノ規制は女性は『保護』を必要するというステレオタイプを強化する」という議論についても触れ、以下のように論じている (pp. 129-130)。確かに女性が「特別な保護を必要とする人」と見なされない方がよいが、この主張は、理念と現実とを混同している。すなわち、今日の社会は、自由で平等な個人の連合によって成り立つという前提に立っているが、現実にはそれは擬制にすぎず、あくまで自由で平等な個人の連合たらしめる絶え間のない努力があるだけで、依然として人々は不自由で不平等な社会に生きている。そうした状況下で自由で平等な社会の実現をはかろうとするなら、現実社会にあっては女性が依然としてマイノリティの立場に置かれているという事実の把握が第一になされなければならない。そして、その現実を直視したとき、「保護」は当然の要求なのである。

第五の議論は、ポルノグラフィは、現実のセックスを豊富にする、という擁護論をめぐるものである。これについては、マッキノンが、アメリカで『ディープ・スロート』<sup>27</sup>の封切り後に口を狙った「強姦」が増え、窒息死させられた女性の例を挙げていることなどに触れ、「セックスの豊富化」が女性に対する虐待につながる危険がある、という反論を呈示する (p. 104)。また、AVの多くがレイプ映像であることを考えるとむしろ貧弱化しているのではないかといった指摘もなされている (pp. 105-106)。

第六の議論は、根強く存する「カタルシス」効果に対する信念、つまり、ポルノは、男の欲望を代理経験させることで性的攻撃性を和らげ、もしくは解消させる、という擁護論をめぐるものである。これについては、人口に膾炙しているが、実は研究者に支持されていないとして、佐々木輝美の研究などを援用して、ある条件ではカタルシス効果が生じることを認めつつ (例えば、日本の「時代劇」)、「ポルノは『時代劇』的な場面設定されている可能性はまずありえない」と反論を試みている (pp. 107-108)。また、自慰によりカタルシスが得られるという議論についても、杉田は、「ポルノを視聴した男性が自慰を行ない、それによって性的興奮を鎮めたとしても、そもそもポルノそれ自体が……性的興奮を高める装置である。少なくともポルノを、何らかの事情で高まった性的興奮を鎮めるための装置と見るだけでは、決定的に不十分である」と断じて、「一見カタルシス的な効果と思えたものは十分なカタルシスを保証するものではなく、むしろ引きつづく性的興奮を準備するプロセスにほかならない。カタルシスは終局的なものにはならず、一時のカタルシスが予想するのはカタルシスそのものではなく、カタルシスへの欲求、したがって絶えざる欲求不満でしかない」と論じるのである (pp. 112-113)。

以上のごとく、杉田の「ポルノ擁護論への批判」は六つの論点より成っているが、これらの議論は、先に述べたように個人の基本的権利と「他者危害」の原則が基になって組み立てられている。その意味で、六つの論点は、どれも「女性」に対する「危害」を証明しようとしたものといえる。これらの批判は、ポルノグラフィの定義そのものの「証明」であり、一種の同語反復ともいえる。杉田は、この「他者危害」の認識に基づいて、「反ポルノグラフィ」のフェミニストの新たな定義を受け入れたと考えることができる。そして、杉田にとって、その定義 (および同語反復的な証明) に、「他者危害」の新たな局面を導入したのは、「パーソナリティ論」を基礎とする、イデオロギーおよび行為と関連づけられた「セクシュアリティ」論だったのである。

### 3. 「現実」世界と「虚構」世界の相互浸透

ポルノグラフィを、日常言語あるいは法律使用語法としての「猥褻」としてとらえるか「反ポルノグラフィ」のフェミニストのように「女性差別の実践」ととらえるかにより、問題の立て方自体が異なってくる。しかしながら、ポルノグラフィを「猥褻」と考える立場にせよ、「女性差別の実践」と考える立場にせよ、基本的には、人権思想を基盤に議論が行われている<sup>28</sup>。両者の違いは、ある個人の権利を制限するものとしての「他者危害」の認識のうちに存するといえる。したがって、両者の認識論のよってたつ前提を検討してみる必要があるであろう。

これまで述べてきたように、ポルノグラフィを「猥褻」の範囲でとらえようとする議論は、「男性」および「女性」のセクシュアリティそのものに内在する他者への危害を問題とすることができないのであるが、これは、「猥褻」の範囲で議論を進めようとする議論が次のような認識の枠組みを前提とすることに起因すると思われる。まず、その議論は、「表現」の中の「両性」のあり方と「行動」における「両性」のあり方とを截然と区別し、前者を「虚構」と後者を「現実」としてとらえる。この前提があるからこそ、「現実」と「虚構」の区別がつかないと考えられている成人に満たない男子に対しては規制が正当化されているといえよう。また、加茂の「極端な禁欲主義者ではない限り、人間の持つ好色の興味が全面的に悪いものばかりであるとはいえない」<sup>29</sup>という発言にも垣間見られるように、その議論では、いわゆる「現実」の中に、確固とした「女性」と「男性」が実在し、セクシュアリティもその実在の属性として現れるという認識が前提となっていると考えられる。そして、これらの前提を貫いているのは、「素朴な実在論」と思われるのである。

そもそも、哲学・倫理学の歴史は、こうした「素朴な実在論」から一步踏み出すことによって始まったといつてよい。そして、哲学・倫理学は、長く「素朴な実在論」を超えて真の実在を探究してきたのである。これが存在論と言われるものである。しかしながら、近代になり問いのあり方は大きく変化した。前近代的な世界像や共同体が崩壊する中、哲学・倫理学は、ひとまず「真にあるもの」は何かという問いを棚上げにし、「我々は“真に在るもの”を如何に共通に認識しうるか」という問題を考えるようになった<sup>30</sup>。いわゆる認識論的な転回である。この認識論的な転回は、もはや出来合いの共通認識に頼れなくなったために、そうした状況に陥っている認識主観のあり方そのものを問わざるをえなくなったために起こったものである。哲学・倫理学は、「真の実在」を問う「存在論」として始まったのだが、むしろ近代化とともに実在の認識の可能性それ自体が根本問題とならざるをえなくなったのである。

しかし、20世紀に入ると、哲学・倫理学はさらに問題の立て方を言語論的に転回せざるをえなくなった。ここで言う「言語」というのは、「概念」「観念」そのものである。近代哲学は「実在の認識」の条件を意識の仕組みに即して考えようとしたのに対して、20世紀に入ると、その条件を、むしろ、「言語」使用のあり方、つまり、相互行為の問題としてとらえようとし始めたのである。言語論的な転回においては、「認識の当否・真偽という人-間的社会的な評価の問題は、意識の心理的・生理的メカニズムの解明ではな」くなり、認識の問題は言語的に媒介された相互行為の問題としてとらえられ、認識する我の問題の、「言語」的に媒介された人-間の問題として捉えられるようになったのである<sup>31</sup>。

現代に生きる我々は、認識主体もまた相互行為的な問題として考える言語論的な転回の洞察を真摯に受け止めていかざるをえないであろう。にもかかわらず、こうした言語論的な転回においても、哲学・倫理学の分野では、「性」を作り出していく人間の相互作用（これは平等な個人間の作用という意味で



はない)に関する洞察を欠いてきたといつてよい。言語論的な転回の徹底において、「性」を「ジェンダー」という社会的・文化的に構築されたものととらえることは不可欠であろう。「反ポルノグラフィ」のフェミニストたちは、「女性」「男性」を社会的に構築されたものとみなす。「女性」「男性」を「ジェンダー」という視点で見ることにより、認識主体の相互作用性の分析はより精緻なものとなりつつあるといえよう。我々は、「性」においても「素朴な実在論」を斥け、主体の構築のプロセスにおける人間の相互作用を浮き上がらせなければならない。「性」に関わる認識およびその認識主体において、どのような相互作用が働いてきたのか、あるいは、働いているのかについての考察を、哲学・倫理学の言語論的転回の中に位置づけ、その立場からさらに立ち入った分析を行うことは今後の課題である。

同時に、こうした立場は、「性」をめぐる表現を、いわゆる「虚構」ではなく一つの「現実」として考えていくことに他ならない。それは、「素朴な実在論」に基づく「虚構」と「現実」との分断の放棄である。マッキノン<sup>32</sup>はドウォーキンの論にしたがって、「ジェンダーはジェンダーというヘゲモニーが形づくる社会的現実以外に何物にも基盤は持たない」という。そして、「だからセクシャリティに男性優位の意味を与えていくプロセスこそ、ジェンダーの不平等が社会的現実を獲得していくプロセスにほかならない」と述べるのである。

もっとも、このように論じたからと言って、「虚構」の世界が、「現実」、すなわち、身体的な空間としての日常生活世界と全く同じものであると言うつもりはない。その意味では、現象学的方法を用いて多元的現実論をとったシュッツの表現を借りて、「多数の多様な現実」の一つと表現するのがふさわしいかもしれない<sup>33</sup>。しかしながら、「想像する自己」が外的世界に行為を通じて働きかけることもなく、外的世界を変えることもできないような意味での「心象と空想的創造物の世界」ではない。多元的な現実の一つとしての「虚構」の世界と「現実」の世界は乖離したものではなく、相互に浸透しあっている。いわゆる「虚構」の世界は、「現実」の世界と交差しあい、「現実」の社会を作り上げていくと考えられるのである<sup>34</sup>。

当のポルノグラフィをめぐる言説の中にも、「現実」と「虚構」が相互浸透し、ポルノ製作者および消費者の中では「現実」が作り変えられているとしか思われぬ状況が認められる。すなわち、「現実」に行われている性暴力が「虚構」を媒介として構築された主体の中では、もはや無意味化あるいは変容している状況が見て取れるのである。その例が、上述のバクシーシ山下のAVをめぐる言説である。

山下は、『セックス障害者たち』<sup>35</sup>を書いて自らを擁護しているが、そこでも山下AVの撮影現場の性暴力は十分に垣間みられる。その著作には、「一応、レイプシーンの撮影という設定なんで、撮影前に[女優に]「レイプするよ」といっておいたんですが、本当に痛かったんでしょう。[男優]の大原まさるがまた本気で暴れたから。コンクリートの床の上を髪の毛に引っ張って引きずり回しているんですから、僕もそれをみて『ちょっと痛そうだな』と思ったんですけど、まあいいかって、また撮影現場で寝たんですよ』<sup>36</sup>という撮影現場の様子、あるいは、「彼[斎藤という男優]はこの撮影が初めてなんで本当にレイプでもしてやると思いながらやってたんじゃないですか」<sup>37</sup>「大原まさるにはレイプ役が似合っているんですよ。迫力もあるし、どこまでが演技なのか、僕にもわからないくらいですから、僕が見るかぎりでは本気でやっていると思えぬ」<sup>38</sup>「こいつ[自衛官あがりの男優]もひどいヤツで、本気で女の子を殴るんですよ。しかも、正拳で鼻とか殴ってるんです。本当のレイプだと思ってるからには仕方がないんですけど、これは痛かったでしょうね」<sup>39</sup>といった男優の心理、「この撮影が終わった後、現場はシーンとなってましたね。けっこう殺伐とした雰囲気。女の子[女優]も本気で怒ってる

という感じで。……しかも、僕が彼女を家まで送っていったんですよ。……で、家に着くまでの約一時間、二人とも一言も喋らなかった。[女優が] ずっと泣いていましたね。この作品の女の子は、一番嫌な顔をしているんじゃないかな。演技でも何でもなく、本当に嫌だから」<sup>40</sup>「しかもこれレイプって、女がずっと震えているじゃないですか。これは演技じゃできないですから。本当に恐かったんだと思いますよ。泣いたり喚いたりもしないし、実際のレイプに限りなく近い感じですね」<sup>41</sup>「警察呼びます、警察呼びます…警察呼びます……この時は、紀子ちゃん、本気でおこってたな」<sup>42</sup>といった女性たちの姿が語られている。その現場ではすさまじい「性暴力」が撮影されているが、これらのシーンに関し、「全部を知っているのは僕 [山下] だけで、僕が全員をいろんな方向に騙している」<sup>43</sup>といった状況においては、これらの「性暴力」は「現実」の世界のものではなからうか。

こうした状況にもかかわらず、山下がそれを「現実」の世界の性暴力と考えることができなくなっているのは、自らが作りあげた「虚構」の世界が「現実」の世界に浸透し、それが「現実」の世界に対する認識を覆い尽くしているためであろう。彼の中には、「女性」をそのように扱って構わないという「現実」の世界が形作られているとしか思われぬ。言い換えれば、彼の中では「性暴力」という概念が解体されてしまっているのである。

この山下のAV現場に暴力はないとして山下を擁護しようとする宮台真司の発言もまた異様である。杉田によれば<sup>44</sup>、宮台は、もしAVで強姦があったのなら、それは、輪姦なので親告罪ではなく、それゆえ、ただちに「立件可能」であるが、一度としてされたことがないこと、また、「AV人権ホットライン」<sup>45</sup>に強姦を告発した元「女優」がいなかったことなどから、山下AVの製作現場に強姦はなかった、と述べていると言うが、これは議論の立て方自体尋常ではない。ポルノグラフィを「猥褻」と同義にとらえるウィリアムズ報告さえ、「女性」に暴力が加えられている場合には、ポルノグラフィは禁止されるべきであるとしていることは先に述べた通りである<sup>46</sup>。日常言語の用法および法律学的用法においても暴力が行われているのを見て、刑事告発されていないこと、元女優が訴えていないことを問題視するのが通常の「文法」であろう。宮台の「文法」もまた「虚構」の世界の浸透による「現実」の世界の再編成が行われていると言えるのではなからうか。

いわゆる「虚構」の世界と「現実」の世界の相互浸透の度合いは、コンピュータが普及するにつれより高まっているといえる。例えば、コンピュータ犯罪者は、犯罪をゲームと考え、コンピュータ環境を自分たちが楽しみを得る一種の「遊び場」と考えているといった状況が指摘されるようになってきている（遠隔地から抽象的な方法で数字をいじりまわすことは、紙幣の束をいじるのや金の延べ棒をいじるのと大きく異なり「ゲーム」感覚で行えるのである）<sup>47</sup>。この場合、コンピュータ犯罪者の中では、「現実」は「ゲーム」の延長、というより「ゲーム」そのものと化していると考えられる。コンピュータの普及によるネット社会では、相互に浸透しお互いをつくりあげている「多数で多様な現実」がより明らかになってきたと言えるであろう。

そうしたネットワークの中でポルノグラフィが氾濫していることは、周知の通りである<sup>48</sup>。コンピュータが「現実」と「虚構」の相互浸透の度合いを高めているとするならば、そのネットの世界で行われている「性暴力」が「現実」に浸透してくる度合いも高まっていると考えられる。

このような状況においては、哲学・倫理学の分野でも、「猥褻」と同義の定義ではなく、「反ポルノグラフィ」のフェミニストたちの定義に基づいた議論が積み重ねられていくべきであろう。ホーン川嶋瑤子が言うように「女のセクシュアリティをコントロールしようとする言説／力に対抗する諸言説、代替

の知の生産、流布が必要である」<sup>49</sup>と考えられるが、「猥褻」と同義のポルノグラフィの定義に基づく議論は、「女性」をおとしめ支配しようとする「虚構」のセクシュアリティに十分に対抗する言説とはなりえないからである。「女性」をおとしめ支配しようとする「虚構」のセクシュアリティが「現実」の世界へとおしよせてくる状況に抗するには<sup>50</sup>、それに対抗するための知の生産、川嶋が言う「対抗する諸言説」「代替の知」生産が不可欠である。そして、哲学・倫理学の分野におけるこうした「知」の生産はまだはじまったばかりである。哲学・倫理学の分野におけるこうした「知」が立ち消えにならないよう、その「知」の更なる生産が求められるのである。

(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究員)

## 注

1. 矢澤澄子監修『女性問題キーワード』（ドメス出版、1997）p. 48.
2. 岩男寿美子・加藤千恵編『女性学キーワード』（有斐閣選書、1997）p. 45.
3. 『岩波 国語辞典 第四版』（岩波書店、1986）p. 1040.
4. ホーン川嶋瑤子「日本の大衆ポルノ文化とジェンダー・イデオロギー：女のアイデンティティーとセクシュアリティの構築」『日米女性ジャーナル』（No. 20, 1996）pp. 7-14.
5. 加茂直樹「性表現と社会」『社会哲学の諸問題—法と道徳を中心に—』（晃洋書房、1991）pp. 73-91.
6. この報告は、委員長であるケンブリッジの哲学者バーナード・ウィリアムズの名をとってこう呼ばれている（加茂直樹、前掲論文、p. 91）。この報告については、加茂の前掲書に付論として掲載されているものを参照した（加茂直樹、前掲書、pp. 243-278）。
7. 加茂直樹、前掲論文、p. 81.
8. 四畳半事件とは、以下のようなものである。東京都品川区で「面白半分」という会社を設立した社長の佐藤嘉尚は、小説家・野坂昭如に月刊誌『面白半分』の編集を依頼し、両名は相談の上、「金阜山戯作『四畳半襖の下張』」を昭和47（1972）年7月号に掲載した。これは、永井荷風作と伝えられる短編小説で、男女の性交の場面等を擬古文風の文語で描写したものである。弁護人らは、これは貴重な文学作品であるうえに、普通の人であれば理解できない文章で書かれているから「猥褻」とはいえない、などと主張したが、最高裁は、「その支配的な効果が好色の興味にうったえるものと評価され、かつ、その時代の社会通念上普通人の性欲を刺戟興奮させ性的羞恥心を害するいやらしいものと評価されるもの」をもって「猥褻」とみなし、被告人両名を有罪とした（町野朔『犯罪各論現在（いま）』、有斐閣、1996、pp. 229-230）。
9. 加茂直樹、前掲論文、p. 88.
10. 同上。
11. 同上。
12. 加茂直樹、前掲論文、pp. 89-98.
13. 赤川学『性への自由／性からの自由—ポルノグラフィの歴史社会学』（青弓社、1996）p. 10.
14. 水谷雅彦「インターネット時代の情報倫理学」越智貢・土屋俊・水谷雅彦編『情報倫理学—電子ネットワーク社のエチカー』（ナカニシヤ出版、2000）p. 28.
15. ホーン川嶋瑤子、前掲論文、p. 8.
16. 1948年2月、雑誌『サンデー娯楽』に掲載された「好色の泉」などが猥褻文書に当たるとして、編集発行人が摘発された。大阪地裁、大阪高裁ともに有罪判決だったが、被告は「性交の具体的描写がないのだから処罰されなければならないほど猥褻ではない」として上告、最高裁まで闘ったが、最高裁においてもその猥褻性は肯定された。この事件に関しては、加藤尚武『『愚行権』は認めるが、子供に野放しのポルノグラフィは日本の恥だ』『日本の論点'96』（文芸春秋社、1995年）の脚注（pp. 704-705）、および、町田朔、前掲書（p. 218）を参照した。
17. 加藤尚武、前掲論文、p. 703.
18. 1950年4月に出版されたD・H・ローレンス著『チャタレイ夫人の恋人』（小山書店刊）の本邦初の完訳本が猥褻文書であるとして、発行者と訳者の伊藤整が起訴され、戦後最大の文芸裁判となった。裁判の争点だった「猥褻か芸術

- か」が当時の流行語となるほど国民の間でも話題となった。東京地裁での一審判決は、春本の類とは異なることは認められたものの、広告の方法などで愛欲小説と受け取られることになったとして発行者は有罪、訳者は加担していなかったとして無罪、東京高裁の二審では両者とも有罪であった。最高裁での有罪判決は、芸術作品も猥褻文書でありうるとの前提から下された。この事件に関しては、加藤尚武、前掲論文の脚注 (p. 703) を参照した。
19. 加藤尚武、前掲論文 (p. 703)、および、脚注 (p. 703)。
  20. 加藤尚武、前掲論文、および、『応用倫理学のすすめ』(丸善ライブラリー、1994) pp. 3-18、『応用倫理学のすすめⅡ』(丸善ライブラリー、1996) pp. 43-54など。
  21. 加藤尚武『「愚行権」は認めるが、子供に野放しのポルノグラフィは日本の恥だ』p. 704.
  22. ホーン川嶋瑤子、前掲論文、および、紙谷雅子「〈性の商品化〉と表現の自由」江原由美子編『フェミニズムの主張 2 性の商品化』(勁草書房、1995) pp. 35-74など。
  23. 杉田聡『男権主義のセクシュアリティ—ポルノ・買売春擁護論批判』(青木書店、1999)。以下、本章における同書からの引用は、本文に頁数のみを括弧に入れて示す。
  24. 赤川学、前掲書、p. 10.
  25. 加茂直樹、前掲論文、p. 91.
  26. 加藤尚武、『応用倫理学のすすめⅡ』pp. 54-55。
  27. 『ディープ・スロート』は、主演女優が監禁され銃をつきつけられてフェラチオ演技をさせられたことが問題となったアメリカ映画(1972年)である。
  28. 筆者は、「相互尊敬」を最小限の道徳とする立場を取っている。筆者は、博士論文『バイオエシックスの哲学的基礎に関する研究—H. T. Engelhardtを手がかりにして—』の執筆を通じてこのような立場を取るに至っている。こうした倫理学基礎論からすると、一般に個人の「基本的権利」として定式化される概念を支持することになる。したがって、ポルノグラフィにおいても、人権を基盤におく議論に与すことになる。
  29. 加茂直樹、p. 88.
  30. 大庭健『はじめての分析哲学』(産業図書、1990) p. 34.
  31. 同上書、p. 46.
  32. Catharine A. MacKinnon, *Feminism: Unmodified Discourses on Life and Law*. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press 1987, p. 149. [キャサリン・A・マッキノン『フェミニズムと表現の自由』奥田暁子・加藤春恵子・鈴木みどり・山崎佳子訳(明石書店、1993)] p. 249.
  33. 赤川学、前掲書、pp. 31-35.
  34. 吉田純「情報ネットワーク社会における規範形成—『電子民主主義』論を中心に—」越智貢・土屋俊・水谷雅彦編『情報倫理学—電子ネットワーク社会のエチカ—』pp. 64-65.
  35. バクシーシ山下『セックス障害者たち』(太田出版、1995)。
  36. 同上、pp. 110-111.
  37. 同上、p. 43.
  38. 同上、p. 51.
  39. 同上、p. 87.
  40. 同上、p. 52.
  41. 同上、pp. 148-149.
  42. 同上、p. 108.
  43. 同上、p. 69.
  44. 杉田聡、前掲書、pp. 86-87.
  45. これは、山下の『女犯』を問題化してフェミニストたちがつくった組織である。
  46. ちなみに、ウィリアムズ報告では、「重大な危害の場合には、成人の女性」の同意があった場合にも必ずしも合法化されない、としている。
  47. トム・ホレスター、ペリー・モリソン共著『コンピュータの倫理学』久保正治訳、(オーム社、1992) pp. 34-35.

48. 黄允一「マスメディアにおける女性—性の商品化としてのポルノグラフィ—」『女性白書2000』（ほるぷ出版、2000、pp. 81-87）によれば、ICPOは、300以上のウェブサイトがポルノ画像を流しており、うち40%が児童ポルノ（そのうちの80%が日本発信）を扱っていると推計しているという（p. 82）。
49. ホーン川嶋瑤子「言語、力、セクシュアリティ、主体の構築」『ジェンダー研究』第2号（お茶の水女子大学ジェンダー研究センター、1999）p. 19.
50. ちなみに、筆者は、「女性」「男性」というカテゴリーを維持し続けることにより生じる「抑圧」を取り払うために、このカテゴリーが最終的には解体することを望む立場である。しかしながら、現時点では、このカテゴリーをなくしてしまうことは逆効果であると思う。プロセスとしては、まずは、二分法をやめてそれらのカテゴリーに内在する多様性を浮き上がらせることが必要であろう。ここでの多様性は、そもそも認識主体としての自己の中に（したがって他者の中に）多様性をみることを意味している。杉田の言うように、肉体の形態上の「個性は精神に比べて思いのほか小さい」（杉田、前掲書、p. 21）とするならば、認識主体という視点が突破口となるであろう。その多様性によって、おのずとひとつのカテゴリー化の不可能性が明らかになるであろう。しかし、そのためには、「認識主体」としての認識と「多様性」の確保が必要である。これらの「多様性」を明らかにするためには、現在においては「女性」というカテゴリーを維持し続けることが最善の方法であると考えられる。